

平成21年（行ス）第3号 懲戒免職処分効力停止決定に対する即時抗告事件
(原審・鹿児島地方裁判所平成21年(行ク)第3号)

決 定

鹿児島県阿久根市鶴見町200番地

抗 告 人 阿 久 根 市
上記代表者兼処分行政庁 阿久根市長 竹 原 信 一

鹿児島県阿久根市浜町59番地

相 手 方 [REDACTED]
上記代理人弁護士 小 川 正
細 川 潔
増 田 秀 雄
本 多 剛

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 相手方の申立てを却下する。

第2 事案の概要

相手方は、処分行政庁の指示により張り出された張り紙を剥がしたことなどを理由に、処分行政庁から懲戒免職処分（本件処分）を受けたことから、本件処分が処分行政庁の裁量権を逸脱した違法なものであると主張して、本件処分の取消訴訟（本案事件）を提起した。

本件は、上記取消訴訟を提起した相手方が、本件処分により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるなどと主張して、行政事件訴訟法25条2項

の規定に基づき、本案事件の判決が確定するまで本件処分の効力を停止することを求めた事案である。

第3 当裁判所の判断

この点は、原決定5頁3行目の「交通事故及び交通法規違反であること」の次に「、そして、実際、抗告人において、本件処分対象行為のような行為を理由に職員を懲戒免職処分にした例は過去にも皆無であること」を、7行目の次に

「抗告人は、相手方が市長の公約実現のために実施した政策を真正面から否定する態度に出ており、本件処分の効力を停止して相手方の職場復帰を実現させることは民主主義システムの全否定と等しく、公共の福祉に重大な影響を及ぼすものであると主張するが、本件全証拠によっても、同主張を認めるに足りる証拠はない。」

をそれぞれ加えるほかは、原決定2頁1行目から5頁7行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

第4 結論

よって、上記判断と同旨の原決定は相当であり、本件抗告は理由がないから棄却することとして、主文のとおり決定する。

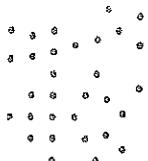
平成21年12月4日

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判長裁判官 横山秀憲

裁判官 川嶋聰子

裁判官 山 口 和 宏



これは正本である。

平成21年12月4日

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判所書記官 渡辺重徳

